

CPD利用者規約

第1条 定義

本規約においては、次に示す用語は以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「全建」とは、一般社団法人全日本建設技術協会および協会内の事務局をいいます。
- (2) 「CPD事業」とは、全建が行う「CPD（継続教育）制度」を運用するための事業をいいます。
- (3) 「CPD利用者」とは、本規約に同意の上、「CPD（継続教育）制度実施要領」に従って「CPD利用者登録申請」を行った個人をいいます。
- (4) 「サービス」とは、CPD利用者向けのサービスをいいます。
- (5) 「CPD記録」とは、CPD利用者が登録したCPDに関する情報をいいます。
- (6) 「利用者情報」とは、CPD利用者が全建に開示したCPD利用者本人の属性に関する情報およびCPD記録の履歴等の情報をいいます。

第2条 適用範囲

本規約は、CPD事業の利用者向けに定めたものであり、サービスを利用する方すべてに適用されます。CPD利用者は、「CPD利用者登録申請」時に本規約に同意のうえ利用することとします。

第3条 サービスの種類と内容

- (1) CPD利用者登録申請の受付
- (2) CPD利用者の登録
- (3) 利用者番号（ID）・パスワードの発行
- (4) CPD記録の自己登録・閲覧
- (5) CPD記録登録の承認
- (6) CPD記録の管理

(7) CPD記録登録の証明書発行

(8) 業務経歴の記録

(9) 各種問合せ

第4条 CPD利用者の注意事項

CPD利用者は、全建の定める条件に従いサービスを利用することができます。ただし、別途登録、申請が必要な場合があります。

CPD利用者は、利用者としての地位およびサービスの利用により全建に対して取得した一切の権利を譲渡、転貸その他処分することはできません。

○CPD利用者の登録手続きについて

本規約に同意のうえ所定の手続きで「CPD利用者登録申請」をした方は、CPD利用者として登録します。過去に登録が取り消された方や全建が相応しくないと判断した方からの申請はお断りする場合があります。

「CPD利用者登録申請」手続きの際には、所定の様式に必要事項を正確に記入してください。

○利用者番号（ID）およびパスワードの取り扱いについて

全建のCPDシステムを利用するために必要な利用者番号（ID）およびパスワードは、CPD利用者が責任をもって管理し、他人に知られることがないようにパスワードを定期的に変更する等の対応を行ってください。

○利用者情報の変更とCPD記録の訂正について

CPD利用者の属性に関する情報の変更は、CPD利用者本人が申請を行うこととし、登録した情報に変更が生じた場合には、速やかに変更登録の申請をしてください。変更登録がなされなかったことにより生じたいかなる損害についても、全建は一切責任を負いません。

全建は、CPD記録（未承認記録も含む）に誤りがあると認めた場合にはCPD利用者本人の同意を得ずに訂正を行うことがあります。

第5条 全建の免責事項

(1) サービスは、CPD利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。

- (2) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅延・中止・データの消失、データの不正アクセスにより生じた損害について全建は一切責任を負わないものとします。
- (3) 全建のウェブページ、サーバ、ドメインなどから送られるメール・コンテンツにコンピュータ・ウィルスなどの有害なものが含まれていないことを保証するものではありません。
- (4) 利用者番号（ID）およびパスワードが所定の方法により登録されているものと確認された場合、CPD利用者が使用しているものとみなし、盗用、不正利用その他の理由によりCPD利用者以外の者が利用している場合であっても、利用により生じた損害について全建は一切責任を負いません。
- (5) CPD利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、全建は一切責任を負いません。

第6条 CPD利用者の禁止事項

サービスの利用に際して、CPD利用者に対し次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令または本規約、その他全建の定めた規約等に違反すること。
- (2) 全建、CPDプログラム主催者およびその他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねること。
- (3) 他の利用者その他の第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為を行うこと。
- (4) 虚偽の情報を入力すること。
- (5) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込むこと。
- (6) 全建のサーバその他のコンピュータに不正にアクセスすること。
- (7) 利用者番号（ID）およびパスワードを第三者に貸与・譲渡すること、または第三者と共用すること

第7条 個人情報の取り扱い

全建は、原則として利用者情報をCPD利用者本人の事前の同意なく第三者に対して開示することはありません。利用者情報につきましては、全建の個人情報保護方針に従い、全建が管理します。全建は、利用者情報をCPD利用者へのサービス提供、サービス内容の

向上、サービスの利用促進、およびサービスの健全かつ円滑な運営の確保を図る目的以外に使用しません。

第8条 サービスの利用停止等

全建は、特定のCPD利用者が次の各号に該当すると判断した場合には、事前に通知することなくサービスの利用停止、利用者番号（ID）およびパスワードの変更、またはCPD利用者登録の抹消を行うことができるものとします。これによりCPD利用者には何らかの損害が生じたとしても、全建は一切責任を負わないものとします。

- (1) CPD利用者に法令や本規約等に違反する行為があった場合
- (2) CPD利用者にサービス利用に関して不正行為があった場合
- (3) 一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなどCPD利用者のセキュリティを確保するために必要な場合
- (4) その他、全建が適当と判断した場合

全建は、サービスを常に良好な状態で利用していただくため、次の各号に該当すると判断した場合には、事前に通告することなくサービスの利用を中断・停止することができるものとします。これによりCPD利用者には何らかの損害が生じたとしても、全建は一切責任を負わないものとします。

- (1) システムの保守や緊急保守を行う場合
- (2) システムに負荷が集中した場合
- (3) サービスの運用に支障をきたすと判断した場合
- (4) CPD利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合
- (5) その他必要があると判断した場合

第9条 サービスの変更・廃止

全建は、協会の判断によりサービスの全部または一部を適宜変更・廃止できるものとします。

第10条 規約の改定

全建は、本規約を任意に改定できるものとし、また、全建において本規約を補充する規約（以下「補充規約」といいます）を定めることができます。本規約の改定または補充は、改定後の本規約または補充規約を全建が所定の方法で掲示したときにその効力を生じるものとし、この場合、CPD利用者は、改定後の規約および補充規約に従うものとしたします。

以上

2016年3月18日制定
一般社団法人 全日本建設技術協会